

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成30年 3月 9日(金) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後 2時43分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 飯島 修  
副委員長 渡辺 淳也  
委員 前島 茂松 浅川 力三 河西 敏郎 山田 一功  
永井 学 上田 仁 佐藤 茂樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 保坂 公敏 林務長 小島 健太郎  
森林環境部次長 丹澤 尚人 森林環境部次長 廣瀬 久文  
森林環境部技監 島田 欣也  
森林環境総務課長 桐林 雅樹 大気水質保全課長 古屋 敏彦  
環境整備課長 村松 稔 みどり自然課長 村山 力  
森林整備課長 金子 景一 林業振興課長 山田 秋津  
県有林課長 鷹野 裕司 治山林道課長 中込 巖

議題

(付託案件)

- 第7号 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例中改正の件
- 第16号 山梨県都市公園条例中改正の件
- 第17号 山梨県建築基準法施行条例中改正の件
- 第40号 林道事業施行に伴う市町村負担の件
- 第41号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

(調査依頼案件)

- 第21号 平成30年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
- 第22号 平成30年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
- 第31号 平成30年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 第32号 平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

会議の概要 午前10時00分から午後2時43分まで森林環境部関係(途中、午前11時44分から午後0時59分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※調査依頼案件

※第21号 平成30年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(水政策ビジョン推進事業費について)

山田委員

森の3ページの水政策、「育水」やまなしの推進事業費のところでございますが、山梨の水ブランドの戦略ということで、もっと早く、そういうものが策定されていればよかったかなとも思うんですが、やはり、山梨を育水、水を大事にしていくということが大事だと思うんです。やまなし「水」ラボプロジェクトで300万円の計上があるんですが、この水に関する研究に対して助成するというので、非常に掘り起こしにはなると思うんですが、どういう機関に周知をしていくというか、どのように、こういう事業費があります、というのをPRしていくんでしょうか。

桐林森林環境総務課長 ただいまの委員の「水」ラボプロジェクトの周知につきましては、本年度から「水」ラボプロジェクトを始めさせていただいたところでありまして、本年度につきましては、4月以降、特にマスコミ、報道機関にも、いわゆる新聞記事という形で、ぜひ掲載していただくような形で情報を流したり、またホームページに出したりして、「水」ラボプロジェクトにつきまして、いろいろなところへの応募をできるような形で、この対象につきましては高校生や大学生、またいろいろな民間の団体ということでありまして、例えば大学などに、言ってみればポスターを掲載するとか、そんなふうな形で、いろいろなところに情報を入れるような形でPR、周知を図ったところでありまして、来年度につきましても、そのような形で、「水」ラボプロジェクトの周知を図っていきたいと考えております。

山田委員

ちょっと聞き方が悪かったのかもしれませんが、水ブランド戦略が既に1年終わって、今度2年目ということになるのでありますが、今の課長が、実際に周知した結果、どのぐらいの応募があって、今年度はどのぐらいにということも、お答えをいただけますでしょうか。

桐林森林環境総務課長 本年度につきましては、14団体から応募があったところでありまして、5団体を選定したところでありまして、

山田委員

同じ項目で、やはり「育水」やまなしのPR事業費ということで500万円余が盛ってあるんですが、この部分も2年目だと思うんですが、今年度の成果と来年度への取り組みというのは、どのようなPRになるんでしょうか。

桐林森林環境総務課長 「育水」やまなしPR事業費につきましては、本年度につきましてはポスターを作成いたしまして、中央線の特急列車に、秋以降、9月から12月という形で、特急列車に、そのポスターを掲載したところでありまして、「名水の地。山梨。」のポスターを掲出したところでありまして、

また、動画でありますね。山梨県の水及びその水を切り口といたしました山梨の魅力を発信するための動画を作成いたしまして、それをDVDにも落としまして、いろいろな団体のところにも配付いたしまして、動画をぜひ流していただきたいといったような依頼をしたところでありまして、

来年度につきましては、今ブックレットという形で、やはり山梨の水及び山梨の魅力を発信するパンフレットをつくっておるところでありまして、それをさらに刷新いたしまして、画像等を立体的に見られるような形で、より水や山梨というのを直接的に感じてもらうような形でのブックレットを作成いたしまして、これをトップセールスなどで活用していきたいと考えているものであります。

山田委員

じゃあ、この項目の最後になりますが、新規事業の「育水」やまなし連携推進事業費が今回新たに盛ってあるんですが、これを読むと、企業等と連携しということですが、これ具体的にどういう事業を想定しているのか。

桐林森林環境総務課長 今回の「育水」やまなしの連携推進事業ではありますが、企業と連携いたしまして、水を切り口にいたしまして、本県のさまざまな魅力を発信していきたいと考えております。具体的には、いわゆる育水ウイークというのを考えまして、その育水ウイークという前後に、水を発信するイベントを、企業と協力、連携しながらイベントを開催していきたいと、そのように考えております。

山田委員 山梨、森林と水ということで、森林組合の組合長さん方とお会いしたときも、水と緑は俺たちが守っているというぐらいの自負もありましたので、ぜひしっかりしたPRをお願いしたいと思います。

(狩猟管理指導費、特定鳥獣保護管理費について)

次に森の22ページに、これ23ページとも、ちょっと関連もあるんですが、猟友会、若手ハンター確保育成事業ということで、非常に高齢化して、鳥獣害対策におけるハンターの皆さんの確保、絶対量の問題もあるので、若手育成というのは喫緊の課題と思う中で、青年部が実施するというので、これ自体は非常に賛成なんです。次の項目の23ページのニホンジカ個体数の調整捕獲委託というところで、約7,600万円余あるんですが、私が聞く範囲では、猟友会と若干行き違いがあって、猟友会のほうが個体数の管理捕獲に対して協力できないというか、そんなような話も聞いている中で、その後の話は私も聞いていないんですが、今現状どういう状況なのか。

あわせて、その青年部というのは、どこまでを指すのか。お答えいただきたい。

村山みどり自然課長 ニホンジカの個体数調整に伴う捕獲につきましては、今までも猟友会と全面的な協力、連携のもとに実施していただいております。今年度も、県事業でいうと1,000メートル以上の鳥獣保護区を中心に実施していただいております。そのほか、各市町村におきましても、地区の猟友会と連携して個体数捕獲等取り組んでいただいております。私たちの認識といたしましては、良好な連携関係のもとに進めていると認識しております。

続きまして、若手ハンターの育成事業についてでございます。今年度、新規事業として猟友会の青年部の方に若手のハンターを育成するという形で、特にこれから狩猟免許を取りたいという方々を対象にして、実際の狩猟の現場へ行ったり、また解体の現場も見させていただくという体験をしてもらって、狩猟の魅力を知っていただくという事業を実施いたしまして、45名ほどの受講者を得たところでございます。

山田委員 青年部というのは非常に高齢化していると聞いていたものですから、青年部が50歳以下だとか、60歳以下だとか、その辺はどのぐらいを、この青年部というのは、組織の中で。

村山みどり自然課長 50歳未満でございます。

山田委員 じゃあ、本当に青年部ですね。

(山梨で過ごす「山の日」啓発活動推進費について)

永井委員 幾つかお伺いをさせていただきたいんですけど、まず森の8ページです。やまなしで過ごす「山の日」啓発活動推進費、250万円なんですけれども、これは実行委員が行う事業に対して助成をされるということなんですけれども、このマル新になっていないところ、これ多分、去年もあったと思うんですが、今までどんな、この山の日発信というのを具体的にやってきたのか、まず伺います。

桐林森林環境総務課長 やまなしで過ごす「山の日」啓発活動推進費につきましては、8月11日が祝日、山の日となりまして、それを機会に、やまなしで過ごす「山の日」事業といたしまして、山に親しむとともに本県の住環境のよさなどを周知するというので、具体的にはシンポジウムやトレッキングツアーなどを開催するといったような形で、県民の皆様にも山に親しんでもらうような諸行事、

また各市町村と協力、連携し、ちょうどその時期ぐらいに、各市町村におきましても同様な事業を集中させて実施していただくような形で取り組んでいるものであります。

永井委員 実行委員会ってあるんですけども、この実行委員というのは、具体的にどんな人たちが所属をしていて、多分これ、山の日イベントに関しての話し合いをしているんですけども、年間、どれぐらい活動というか、この山の日のための実行委員会が開かれているのか。その辺をお伺いします。

桐林森林環境総務課長 実行委員会につきましては、やまなしで過ごす「山の日」実行委員会としまして、会長は知事となっております。また副会長につきましては、県森林協会の会長である辻早川町長にお願いしております。また各委員に関しましては、観光関係、また女性団体関係、それからレクリエーション、山岳の関係、また小中学校の校長会など、いわゆる山だけではなく、県民の皆様にも山について知っていただくということで、広範囲な方々に委員になっていただいております。

実行委員会そのものにつきましては、本年度こういうことをする、また結果こういうことをいたしましたという形で年1回開催しているところであります。以上であります。

永井委員 観光関係の方たちも、その委員の中に入っていて、やまなしで過ごす「山の日」啓発活動なので、山梨で多分、他県の方が山の日のときに山梨で過ごしてもらいたいという思いが、この中には入っていると思うんですけど。今、その中に観光関係の方たちが入っている、しかもトレッキング等々のツアーもある。これは例えば他部局との連携ですよ。観光部との連携なんかは、この山の日部分に関して、どんな連携をされているのか伺います。

桐林森林環境総務課長 そういったような各種イベント、先ほど言いましたトレッキングツアーなどについて周知等のお願いといったところを協力してもらっているといったところであります。

永井委員 観光部に周知とかのお願いをしているということですよ。わかりました。山の日で、特に山梨なので、森林環境部だけでなく観光部と密に連携をとって、ぜひ、この山の日啓発活動を積極的に推進していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。  
(森林体験活動支援事業費補助金について)

それでは次に森の21ページです。1つ目の丸の3、森林体験活動支援事業費補助金についてお伺いします。先ほどの課長さんの説明の中に、ここには幼稚園、保育園設置者等と書いてある。これは小学生も入るとおっしゃってございましたけれども、これ、いつごろからやられている補助事業なのかというのはわかりますでしょうか。わからなかったらいいです。具体的に、どんな森林体験に今まで補助してきたのか。これ、かなり前からあったと思うんですけども、その辺から伺ってもいいですか。

村山みどり自然課長 森林体験活動支援事業費補助金でございます。これは森林環境の保全に係る県民税を活用した事業で、子供たちの森林を守り育てる心を育むため、小学校等に補助しております。29年度実績ですと、幼稚園6、小学校5に補助しております。

内容といたしますと、さまざまでございます。一番多いのは、清里や富士山などの自然が豊かなところで、指導者によるガイドウォークといった形での自然観察。また、小さいお子様を対象としていますので、感覚でわかるようなプログラム。木の実を集めて造型的なものをつくる活動などがございます。

永井委員 県単で10分の10、210万円ということなんですけれども、今、幼稚園が6の小学校5。これ、1件当たり、それぞれあるんですけど、上限というものはあるんですか。

村山みどり自然課長 上限は30万円で設定させていただいております。

永井委員 30万円の補助をするということで、ちょっと戻るんですけど、幼稚園、保育園設置者等が行

う森林体験ということで、これは、ここにも書いてあるように、森林を守り育てるため、心を育むための事業だと思えるんですけども。県内には、無認可ではありますが、森のようちえんというのがあります。その森のようちえんがやっていることというのは、まさにこの森林を守り育てる活動であり、森林から出て、動物等々の命を学ぶというような活動もやっています。そういった森のようちえんの事業みたいなものは、補助の対象の中に入るのかどうかという部分はわかりますか。

村山みどり自然課長 そうですね。その森のようちえんが認定されている幼稚園か、また、活動内容も十分、存じておりませんが、今まで補助いたしてきたところは、小学校、中学校、高等学校、認定こども園、幼稚園、保育所でございます。

永井委員 ぜひ、森のようちえん、私も本会議の中で何回も質問しているんですけど、要は、森の中で、大体幼稚園児ぐらいの子供たちが遊びながら、いろいろ自然体験を学ぶような幼稚園がありますので、その辺も課長、ちょっと調べていただいて。それも森林を育てる、森を育てるために、非常にいい活動をしていますので、もしその辺が使えたら、非常に財源の少ない森のようちえんも助かると思うので、もしそこがうまくコラボできればと思います。

それで、実は私、今回の本会議で、福祉保健部がやられている幼児自然体験活動推進事業費の質問をしています。いわゆる幼児体験で、幼児のうちから自然体験をやっていくための活動の推進の補助金なんですけど、これはことしは推進会議をやって、どういう方向性になるかという部分があるんですけど、これ方向的には、かなり同じような方向なので、例えばことし会議がやられるんですけど、今までのストックみたいなものがあって、事業のいい面、悪い面が多分いろいろあって、そういう蓄積なんかを、要は福祉保健部のその事業とうまくマッチングをさせれば、58万円、56万円だったかな、事業費が計上されているんですけど、それがうまく活用されると思うんですけども、ちょっとその辺も活用していただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

村山みどり自然課長 福祉保健部の事業内容の詳細は承知してございません。庁内で連携、情報交換させていただきたいと思います。

永井委員 56万円で今回マル新で入っていますので、もし庁内で、ぜひ連携をとっていただければ、うまく進むんじゃないかなと思います。よろしく願いをいたしたいと思います。  
(ドローン活用推進事業費について)

最後に、もう1点だけ伺いたいんですけど、森の37ページです。ドローンの活用推進事業費なんですけど、実は昨日、県土整備部でも同じようにドローン活用推進事業費というのがあって、各合同庁舎に6基。今まで1基入れていたから、6基で計7基になったというお話を伺って、文章もマル新で全く同じ文章なんです。南都留合同庁舎で48万8,000円とあるんですけども、これというのは、県土整備部が7基で、例えば森林環境部としては、これが1基とかと、ほかにあるのかどうか。これ、あえて2つに分けているんですけども、この違いというのは、どういう違いなんですか。

中込治山林道課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。森林環境部につきましては、県土整備部の出先機関がない南都留合同庁舎に1基配備を行うということでございます。

永井委員 わかりました。県土整備部では、5年間かけて35人の、操縦する人たちを育成するということだったんですけども、この南都留合同庁舎も多分、当然その操縦の技術というか、そういう講習があるんですけど、同じような講習を受ける予定なのか、またこの合同庁舎の中で、森林環境部のこの部分としては何人ぐらいを養成しようと思っているのか、予定があればお願いします。

中込治山林道課長 委員がおっしゃったとおり、操縦の育成についても、南都留合同庁舎の富士・東部林務環境事務所のほうで年間1名の操縦の講習を受けるということといたしております。

(治山費について)

渡辺副委員長 森の39ページの真ん中、6の治山費についてお伺いしたいと思います。まず、さきの2月補正で、国の補正予算を活用して、流木による被害の発生などを踏まえた、さらなる山地災害対策の予算が議決されたわけではありますけれども、まだまだ県内、さまざまところで治山工事が必要な箇所も多数あります。そんな中で、本年度も当初予算として治山費を記載されているとは思いますが、前提として、そもそも国庫補助事業による治山工事というものは、どこまで対応していけるものなのかについて、前提としてお伺いいたします。

中込治山林道課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。課別説明書、森の39の中段から40ページの地すべり防止費までが国庫補助治山事業のメニューでございますが、そういった中で、国庫補助事業採択について多岐にわたるものがありますが、森の39ページの復旧治山費が代表的な対策でございますので、それにつきまして、復旧治山事業におきましては、守られる人家戸数が10戸以上、それから金額ですと、全体の計画金額が7,000万円以上ということですが、国庫補助事業の採択要件の一つとなっております。

渡辺副委員長 主なるもので復旧治山費の中で、先ほどの説明と国の採択基準があるということで、幾つかあるんでしょうけど、今、代表的なもので、人家10戸以上、全体で7,000万円以上の計画という中で、ほかにも条件はあるんでしょうけれども、そういった条件に漏れてしまったと。人家が10戸未満、あるいは全体で7,000万未満というようなことは多分、森の40ページのこちらのほう、小規模治山事業費として県単独事業で対応されていくということだと理解しておりますけれども、本県は山岳県で、当然、山地に集落が点在するような県でございますので、小規模とはいいながらも、きめ細かい治山工事という対応が必要になってくると、そのように考えております。

そんな中で、先ほど概要説明の中で、県単独なんですけれども、明年度以降は市町村に補助をしていくというような説明がありましたけれども、そういうふうに至った経緯、明年度以降、市町村に補助するに至った経緯ですとか、国補と同じように多分、採択要件等もあると思いますので、その採択要件はいかなるものなのかについて、次にお伺いいたします。

中込治山林道課長 ただいまの御質問にお答えします。これまで国庫補助の採択のできないものについては、県が小規模治山事業として実施をしていたわけですが、県と市町村との役割分担ということの中で、守られると想定される人家が5戸未満の小規模な治山対策については市町村に行っていたということとしていたわけです。委員おっしゃいましたとおり、山間地に集落が多く点在をしているということもありまして、対策すべきところ、非常に市町村においても数が多いということがございまして、そういった中で、市町村も財政的に苦しいという部分、それから先ほど申し上げました過疎化の進行で、市町村独自の対策必要箇所が増加しているという実態があるものですから、そういった中で市町村への助成措置について強い要望がありました。こうしたことから、地域の安全・安心の確保のために、明年度から、守られると想定される人家が2戸以上の箇所等につきまして、市町村が実施する治山対策につきまして助成を行うとしたものでございます。

渡辺副委員長 今まで人家5戸未満のものについては市町村に任せていた経緯がある中で、それでも、やっぱり財政的に厳しい市町村も多数あると思いますので、県として、明年度から、それを補助していくということなんですけれども、ただ、県が補助する以上は、その市町村に任せる部分であっても、しっかりと県と同じレベルで治山工事をしていただかなければならないと考えております。そんな中で、やはり技術職員が県に比べまして市町村は少ない。そして支的的にも、やっぱり、どうしても劣ってしまうというような事情があると思います。しかしながら、県と同レベルの施工管理の監督をしていかなければならないという中で、やっぱり各市町村に対して、技術的なフォローだとか投資等も必要だと考えているんですけれども、そういった対応はとられる予定はあるんですか。

中込治山林道課長 ただいまの御質問にお答えします。新たに市町村に助成をすることにいたしましたので、助成をするための補助金交付要綱等々を定める予定でございまして、その要綱で事務手続上ももちろんありますけれども、市町村と綿密に連携をしないと、なかなか事務が進まないという部分もありますので、市町村の要望をよくお聞きして、その計画段階から県の職員が入りまして、計画段階、それから設計、実行段階におきましても、市町村と綿密に連携をとりながら、効果的な対策になるように努めてまいりたいと考えております。

(企画総務費について)

上田委員 予算のことについて幾つか聞かせてください。まず森の3ページ。予算の構成のところでも今、寄附金800万円と、こうあるんですけども、その内容について教えていただきたいと思えます。

桐林森林環境総務課長 寄附金800万円につきましては、「育水」やまなし推進事業費の(3)やまなし「水」ラボプロジェクト、これにつきましては300万寄附金。ふるさと納税を充てることを考えております。また(5)、先ほど育水企業等と連携の御説明をいたしました、やまなし連携推進事業費につきましまして、ここににつきまして企業からの寄附金という、協力金という形で500万を想定し、予算を組み立てているところであります。

上田委員 想定しているということであれば、ある程度目安がついているというか、想定する、相手も特定できるような格好であるという解釈でよろしいのでしょうか。

桐林森林環境総務課長 申しわけありません。想定というのが、ふるさと納税もそうではありますが、本年度もやまなし「水」ラボプロジェクトを実施するに当たりまして、各種ふるさと納税につきましまして、そのふるさと納税の企業等につきましまして、私ども理解を求めるような形で、さまざま企業等に訪問したところであります。そういったような形で来年度も実施していきたいというような形で考えておるところであります。

上田委員 ということは、行政としては期待しておると、こういうことですね、森林環境部として。わかりました。

(森林病虫害等駆除費について)

次、森の26ページ。森林病虫害等駆除費、また松くい虫とあるんですけども、一時、随分、松くい虫について、いろいろな情報があったり、新聞記事もあったりして、世間の注目も高かったんですけども、今、松くい虫というのは一体どういう状況になっているのか、全体的なことを、まず教えていただきたいと思えますが。

金子森林整備課長 松くい虫の状況についてですが、本県における松くい虫の被害は、昭和53年に発生して、昭和62年に2万3,118立方とピークを迎えました。平成元年度からは1万立方台で推移してきたわけですが、平成22年度に1万立方を割りまして減少傾向にあって、昨年度の被害量は5,820立方と、ピーク時の約4分の1とはなっておりますが、まだまだ大きな被害があって、収束には至っていないという状況でございます。

上田委員 まだ収束に至っていないということなんですけれど。それで、ことし盛られている、この予算というのは、その全体量に対してというのかね、どのぐらいの、こういう比率になるというのか、教えてください。

金子森林整備課長 予算につきましては、減少傾向にはございますが、これ調査、その年の気温ですとか、その状況によって被害量が変わるところもあって、減少傾向にあることを踏まえまして、平成28年度並みの被害があっても対応できるというような数量で組んでおります。ちなみに今年度、毎年、年4回調査をしているんですけども、12月の調査時点で、昨年度の被害量に比べて8

6%と減少はしているんですが、その前の年の実績並み、28年度の実績並みの被害があっても対応できるような、そういう考え方で予算を編成してございます。

上田委員　　という、今後まだ様子を見て、それに対応した格好で乗っけざるを得ないと、こういうことなんでしょうか。あと、この先、最終的に皆無になるというか、なくなるような方針というか、そういう方向には、なかなかないということなんでしょうか。

金子森林整備課長　もちろん、なくなるような対策を進めたいとは考えておりますが、最近、松くい虫被害が、だんだん標高が高いところに上りつつありますので、800メートル以上を被害先端地と位置づけまして、そこを集中的に防除していくことで、被害の広がりを防いでいくというようなことで対応をしているところでございます。

上田委員　　わかりました。  
(森林環境保全推進事業費について)  
あと1個、聞きたいんですけど、森の28ページ。森林環境保全推進事業費、5億1,000万円余りということですけども、これは全体の民有林の整備ということへの支援。2つありまして、推進事業費と支援事業費とあるので、事業負担が違うのかなと思うんですけども、まず、そういうことでしょうか。

金子森林整備課長　この1の森林環境保全推進事業費のほうは、国庫補助金を使って事業をやっておりますので、その分の経費になりまして、所有者負担分、税を財源としている税財源のほうで、その下の森林環境保全推進支援事業費ということで計上してございます。

上田委員　　わかりました。それで、この5億1,000万円というのは、全体の計画の中の、どういうパーセントテージというか、位置づけになるのか、教えていただきたいと思っておりますけれども。

金子森林整備課長　予算計上しております造林費は、その森の28ページの全体の9億1,915万9,000円ということにはなります。ただ、造林費につきましては、予算計上しているのは、国の補助金に県の義務負担を足した分ということですので、それに所有者負担分も加わりますので、実際は、その事業を行う経費というのは、もっと多くなるということです。逆に森林環境保全推進事業費のほうは、国の補助金と税財源で事業費の全てを賄っておりますので、予算計上額は事業費の100%になりますが、補助金のほうは、県が補助する額というようなことの構成になっております。

上田委員　　ありがとうございます。でも、私聞きたかったのは、そういう予算のことでなくて、例えば5億1,000万というこの数字が、県の全体の荒廃した民有林に対して、どのぐらいのパーセントテージの整備になるのかということをお聞きしようと思ったんですけども。

金子森林整備課長　明年度の荒廃森林整備、843ヘクタール予定してございます。全体で約1万9,000ヘクタールの荒廃林があるというような、サンプル調査ですけど、それがありまして、第1期で整備をした分を抜きますと、あと1万5,000ヘクタール程度の荒廃林があるのではないかと推計されます。それに対して明年度の実施分が843ヘクタールというようなことになります。

上田委員　　約6%程度と、こういうことで、毎年毎年やっていかないと、目的の達成ができないと、こういう解釈でいいですか。

金子森林整備課長　そのとおりでございまして、税の創設当時には一応20年間で荒廃林をなくしていきましようというようなことでスタートしております。

上田委員　　すみません、もう1回確認ですけども、20年間だから5%程度ぐらい。今は6%ぐらいの数

字のようですけれども、それで20年間でやろうと、こういうことで、今、大体そのうちの、どのぐらいまでいっているんですか。計画は、いつ立てられて、今何%ぐらいまでのところが、この整備が終わるような形になるのでしょうか。

金子森林整備課長 税事業、平成24年度から始めまして、それで昨年度までで5年間の整備が終わっています。その整備が終わっている分が、1万9,000ヘクタールのうちの4,672ヘクタール。今年度のもあって、第2期の計画で3,850ヘクタール、5年間でやるというような計画にしております。

(木材業振興費について)

佐藤委員 森の33、林業振興課のところなんですけれども。木材加工云々がありまして、その下にマル廃、県産材ブランド化推進事業費という地方創生、マル廃になっているんですけども、ある意味、オリンピック・パラリンピック施設にCLTや集成材等が利用される中で、木曽のヒノキとか、東濃材だとか、秋田スギだとか、いろいろなブランドが全国的には有名なものがあるわけですけども。富士川材についての、例えば富士川林業振興会というものがいまだに頑張っていると、先般の県内視察でも、南部の森林組合長からお話がありましたけれども。そんな中で、県産材ブランド化推進事業費というのが前年もなかったということなのかな。ですから、どういうことなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

山田林業振興課長 この森38ページにあります県産材ブランド化推進事業につきましては、FSC材を活用した机とか椅子を、オリンピック関連施設に活用してもらうという目的で、FSC材を活用した製品をつくるという事業に対して助成したものでございます。この事業につきましては2カ年やっけていまして、1年目には試作品をつくり、今年度は実際にパンフレット等をつくって、それを売り込んでいったという状況でございます。よって、2年間の事業で終了したということでございます。

佐藤委員 理解できました。根本的な話として、県有林が当然5割があるわけですけども、やっぱり富士川材というものもブランド化させるという部分。CLTの工法もいいんですけども、富士川材自体、つまり身延から下の旧富沢のほう。まず各森林組合が頑張っているスギ、ヒノキ、こういったものの、いわゆるブランド化、そういったものの取り組みについては、今後いかがでしょう。

山田林業振興課長 当然ブランド化は、非常に必要なことだと思っています。実際に予算計上しているわけではありませんが、先ほど委員おっしゃったように、東京オリンピックなどで活用してもらうことでPRしていく。それと、昨年、積水ハウスと協定を結びまして、積水ハウスが県産材のヒノキを「甲州檜」として実際に売り込んでいく活動も今年度から始まったところです。直接の予算はないわけですが、こうした形で、ブランド化に向けては推進していきたいと考えています。

佐藤委員 承知しました。できましたら予算化して、富士川材の銘柄を確立できるように御努力をしていただきたいと思います。

(試験研究費、特用林産活性化総合対策事業費について)

あと、もう2点ありますが、森の9、それから森の31。つまり、総務課と林業振興課にかかわっている部分ですけども、トリュフの開発。こちら290万円、そしてクロアワビタケとダイオウですね。山梨県として、もうかる農業という標榜されている部分もあると思いますが、もうかる林業という部分。トリュフは結構高く売れる。そしてクロアワビタケも、とても食味がおいしかったですし、ダイオウは薬剤、生薬として使えると思いますので、この290万円と200万円の差はありますけども、今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

桐林森林環境総務課長 まず森の9ページ、委託研究費であります。トリュフにつきましては、この委託研究費294万3,000円の中において研究をしていくことになるんですが、これにつきましては、国の森林総合研究所におきまして、国内でトリュフの栽培ができないかという研究を進めるとい

うことで、全国的にどこか手を挙げませんかというようなことがありまして、昨年からなんですが、県の森林総合研究所におきまして、国と連携して、県内でトリュフができないかという研究を始めたところでもあります。現在、小淵沢に八ヶ岳薬用植物園というのがありますが、そこにおきまして、クリの木があるんですが、クリの林にトリュフの菌をつけまして、トリュフが育つかどうかという経緯、研究を今しているところでもあります。

山田林業振興課長 森の31ページにありますクロアワビタケとダイオウのお話かと思いますが、まずクロアワビタケにつきましては昨年、商標登録ができて、山梨夏つ子きのことという名称で売り出していける状態になっています。今、品種登録につきましては農水省へ申請している状況であります。

クロアワビタケの栽培の話ですが、簡単に言いますと、おが粉を固めた菌床栽培でしか、今のところ栽培ができず、原木ではできないものですから、菌床栽培という栽培方法をしていくことになります。菌床自体をつくるには、どうしても殺菌をしたりとか、非常に手間がかかり、そういう機械がないとできないことから、本年度につきましては、菌床が作成できる方に補助するという形で進めました。来年につきましては、種菌のメーカーが幾つかありますので、そのメーカーに協力をお願いする中で、菌床自体の作成をする必要があります。

もう一つは、種菌、要は種です。もともになる種を培養していくことも非常に重要になりまして、普通の植物と違って、秋になったら種がつくというものではないものですから、その種になるもの自体を培養しなければならないということになります。それを培養したものを今度、分けていって菌床というものをつくっていくとなりますので、その培養の部分も、種菌メーカーに委託していく。それを今度は菌床に小分けし、広げていくことを進めていき、来年度は、実際に菌床がつくれぬ方にも、菌床自体を配付して、試験的に栽培してもらうことで、まず生産者の拡大に努めていきたいと考えています。

もう一つは、実際にできて売り口がないと全然話になりませんので、売り口としまして、簡単にスーパーで出すというのではなくて旅館であるとか、ホテルであるとか、そういうところに、まず提供していきたい。生産量も、そんなに急には多くなりませんので、まずは、そういうところに提供して、まず名前を広げていきたいと考えているところです。

もう一つ、ダイオウの話ですが、ダイオウは根っこが薬用として使えるわけなんですけど、根っこが太るといって、大きくなるのに3年ぐらいかかる植物です。実際にどこでもつくれるわけではなくて、どうしても里ではつけれないんです。ある程度標高があるところで栽培していく必要があるということで、現在、早川町の森林組合が、試験的に栽培している状況です。その試験栽培の状況を見まして、実際にどういうところで栽培すればいいのか、どういう形で売り込んでいけばいいのかとか、協議会を開催しまして、検討しています。来年度がちょうど3年目になりますので、そこで最終的に、どういう方向がいいのかという部分も含めて検討していきたいと考えているところです。

佐藤委員 ありがとうございます。トリュフにしても、クロアワビタケ、そしてダイオウにつきましても、今の状況というのが承知できました。ありがとうございます。今後、30年度、その辺を拡大していただいて、販路がまたでき上がって、先ほど申し上げたとおり、もうかる林業の一つの力になっていただきたいなと思っています。

それから最後に甲武信エコパークの推薦のことなんですけど、3月8日に新聞報道もございました。昨年6月に質問もさせていただきまして、ことしの9月でしょうか、ユネスコに登録といましようか、申請をするということですが、今後のスケジュール的なものをわかりましたら、他県との調整……。

飯島委員長 佐藤委員に申し上げます。今の所管だと思いますから。

佐藤委員 すみません、失礼しました。じゃあ終わります。失礼しました。

答弁訂正

(水政策ビジョン推進事業費について)

桐林森林環境総務課長 先ほどの山田委員からの「水」ラボプロジェクトの応募及び選定団体数についての御質問につきまして、私のほうから応募14団体、選定5団体と答弁いたしましたところですが、応募団体数につきまして誤りがありまして、正しくは17団体であります。おわびいたしまして、訂正させていただきます、お願い申し上げます。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

## ※第22号 平成30年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

質疑

(山梨次世代林業推進事業費について)

永井委員 森の54ページですけれども、やまなし次世代林業推進事業費、3番の部分でありますけれども、ここを読むと、伐採・搬出・整理・植栽を一貫して行う効率的な作業システムの実証等を行うと書いてあるんですけども、これは具体的にどのような取り組みをするのか、まず伺います。

鷹野県有林課長 本事業におきましては、林業の採算性の向上に向けまして、まず森林調査等にドローンなどのICTの先進技術を導入するとともに、従来、別々に行っていました伐採から植栽までの作業を、高性能林業機械などを併用しながら一貫して行うことで効率化を図る新たな作業システムの実証を行うものでございます。

永井委員 新たな作業システムの実証ということなんですけれども、その実証で、どのような成果が見込まれるのか、伺います。

鷹野県有林課長 この実証による作業の効率化などを3年間行いまして、その成果を活用することで、伐採から植栽までの作業コストを全体で3割程度縮減することを目指しております。実証は県有林内において行いまして、県内の林業事業者が、この新たな作業システムを実践することで、事業者の技能の向上あるいは習得、人材の育成もあわせて図っていきたくと思っております。

永井委員 かなり一貫した、人材育成も含めた形なので、広い視点でシステムの実証を行っていくということなんですけれども、本県の林業、先日、林業の森林組合の方たちとお話をいただいたときに、木材価格が低迷して非常に厳しい状況であるということと同時に、戦後から高度成長期にかけて造成された森林が今、木材として可能な時期に来ていると。これをどうやって効率よく伐採をしていくかというような話があったと思うんですけども、このような中で、この今回の実証なんです、伐採作業の効率化を進めるということは、これは喫緊の課題であると思っております。

この事業を実証をしていくということなんですけれども、今後その成果をどのように展開をしていくのか。実証だけではなく、やはり、その部分の中で得たデータとかそういったものを、どのように成果を展開していくのかというのが重要だと思うんですが、その辺を最後伺って質問を終わります。

鷹野県有林課長 先ほどお答えしたように、この実証の中で、実際にこの作業システムを県内の林業事業者へ習得していただくと考えております。その技能を習得した林業事業者が、今度は意欲的に民有林の森林所有者の方に、この低コストな作業の提案を行って、伐採を働きかけるということで、民有林においても、この作業システムの活用が普及されていくことを目指しております。これによりまして県産材、県有林、民有林も含めまして、供給力の向上につなげていきたい。

あとドローンなどのICT先進技術につきましては、森林総合研究所とも連携しながら、そういった技術を県内の事業者さんに伝えていくような取り組みを進めていきたいと思っております。

す。

(予算額について)

山田委員 　あまり大したことないんですが、ちょっと気付いた点が。寄附金1,000円は、どういう意図があるんですか。

飯島委員長 　何ページですか。

山田委員 　最初に出ている。総務課ですね。

桐林森林環境総務課長 　寄附金につきましては、この項目を立てておきまして、何か寄附金等がありましたら充てたいということで、項目立ての意味合いを持っております。

山田委員 　もう1点、ここで聞くことでもないのかと思うんですけど、県補助金、これ歳入款の中にもあるんですか、この県補。県費という使い方、県債はあるんですけど、この県補、これは何を指すんですか。

桐林森林環境総務課長 　これにつきましては、特別会計におきまして、一般会計からの補助金というものがありますので、それで県補助金という形で項目を立てております。

山田委員 　そうすると、県から補助金を出すには一定の何か基準があるはずというかね。一般会計から繰り出す、その補助金の規定なり何なりは、いわゆる根拠も含めて教えていただけますか。

桐林森林環境総務課長 　特別会計で県有林は、言ってみれば市町村と同じような立場になりますので、補助につきましても市町村と同様の立場の中で補助を受けていくと、そういった制度の中でもらっていくという形となります。

討論 　なし

採決 　全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

### ※第31号 平成30年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

質疑 　なし

討論 　なし

採決 　全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

### ※付託案件

#### ※第7号 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例中改正の件

質疑 　なし

討論 　なし

採決 　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第40号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

執行部から、山梨県ごみ処理広域化計画及び山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度について、委員に説明した  
いとの申出があった。

質疑

(山梨県ごみ処理広域化計画について)

渡辺副委員長 山梨県ごみ処理広域化計画について、お伺いしたいと思います。今の御説明にありましたように、現計画が10年、平成30年3月で終了することによって新たな計画を策定されるということですが、それで、Cブロックについては集約が完了ということで、ただAブロックについても市町村の合意が得られて集約化に向けて具体的に歩み出しているという御説明でしたけれども、私の地元の富士・東部地域、Bブロックについてなんですけれども、今、現計画においても、4施設あったものを2施設に10年かけてしていこうという計画だったはずですが、やはり現状、変わらず4施設のままであると。今後は、15年かけて、15年後には、その今の4施設を1施設に集約していくという話なんですけれども、なかなかCブロックとAブロックに比べて、Bブロックについては具体的な内容が見えてこないんですけれども、一体そのBブロックは今どういう状況にあるのか、まずお伺いします。

村松環境整備課長 今回の広域化計画の見直しに当たりまして、本年度当初からAブロック、Bブロック、それぞれの枠組みの中で、市町村の担当課長等による協議、検討を重ねてきたところでございます。ただいま御質問いただきましたBブロックにつきましても、基本的には広域化については賛成というような形と各市町村が考えていると認識をしております。現在、1施設集約化についても選択肢の一つとして市町村間の協議が行われているという状況でございます。県といたしましては、長期的な視点に立ちまして、できるだけ幅広い枠組みを目指すことが重要であると考えております。今回の計画案ではBブロックについても施設集約という形で目標を作成させていただいたところでございます。

渡辺副委員長 Bブロックについても市町村間の協議が行われていて、基本的には集約化には市町村は、その方向については同意してくれているということなんですけれども。ただ、具体的にどのような形で集約していくかというのは、まだ不透明なところがあるという中で、この資料にも太字の部分ですね。集約化に伴うメリットは幾つか書かれて、例えばコストの削減だとか、ダイオキシン類の削減だとかということも書かれていて、まさに集約化にこれだけのメリットがあるんだということは、これでわかるんですけれども。ただ、その集約化がBブロックについてなかなか進んでいかないものの原因というものは、やっぱり何かデメリットがあるんじゃないかと。何か集約化に向けて歩いていく、基本的には合意しているものが具体的にないということは、何か阻害する要因があるのではないかと私は思うんですけれども。

それは1つに思うには、集約化に伴って、ごみの運搬距離が長くなるということもあって大変になるということが1つと、またそれに伴って、スケールメリットを生かしたコストの削減よりもコストが実はかかるんじゃないかというような不安があったりだとか、そんなことが考えられ

るんですけども、県として、この広域化に伴うメリットはわかりますけど、何かデメリット、課題等については、どのように考えられているのか、次にお伺いします。

村松環境整備課長 今回の計画の見直し案におきましては、メリットについては、ただいま、この概要の資料にも記載をさせていただいておりますが、こういった具体化するに当たっての検討課題という形で、計画の冊子の中では再整理をさせていただいております、ただいま委員から御指摘のございました運搬距離でありますとか、ごみの分別区分の統一化といった点を挙げて、そうした課題につきまして計画を具体化する中で、市町村間の協議により解決を図っていくということとしております。

このうち運搬距離についてでございますけれども、やはり新たな施設との距離が遠くなるというような場合には、その運搬コストの増加を心配される市町村が多うございまして、やはり、そのところがトータルとしてどうなのかというところが、市町村の皆さんが御心配されているところでございます。

この計画案の中では、例えば、その中間地点に中継施設等を設置、整備することによりまして、効率的な収集運搬方法を検討するというようなことを例示として掲載をしております、こういったことを参考としながら協議をしていただくということになるわけですが、県としても、各市町村のニーズを踏まえまして、さまざま情報提供を行うことによりまして、課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

渡辺副委員長 ささまざまな集約の意味でも課題がある中で、県としてはBブロックの集約を完了させて、Aブロックも具体的に方向づけたという実績もございますので、その市町村の先ほどニーズを把握してというような話もありましたけれども、ニーズを把握して、その対応策なんかもアドバイスして、私としても、Bブロックも将来的には一施設に集約していくことが望ましいと考えておりますので、ぜひ大きく前進、この15年計画の中で、できるだけ早く前進できるような対応をさせていただきたいと、そのように思うんですけども。やっぱり市町村間それぞれ考え方もあったり、料金も異なったりしているので、県に積極的にかかわっていただいて、むしろリーダーシップをとっていただかなければならないと、そのように考えているんですけども、最後に県の所見をお伺いいたします。

村松環境整備課長 ごみ処理につきましては、これは市町村の事務ということですので、最終的に施設をどのような形で整備するか、ごみ処理をどのような形であるかということについては、市町村がお決めいただくことになるわけですが、やはり広域化ということを進めるに当たりましては、Aブロック、Bブロックとも、かなり市町村数が多うございますので、それぞれ事情ですとか考え方もまちまちというところがありますので、これをいかに調整していくかということが重要になると考えております。

これまで市町村と協議、検討を重ねてきておりますけれども、各市町村からは、県がリーダーシップを発揮して調整機能を果たしてもらいたいということで強く求められているところでもありますので、県といたしましては、各ブロックにおける市町村の状況でありますとか考え方を十分お聞きする中で、市町村間の調整を図りまして、集約化が円滑に進むようにということで、最大限努力してまいりたいと考えているところでございます。

(山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度について)

永井委員 私は山梨県産業廃棄物処理業者格付けの部分で、お伺いを何点かしたいと思っております。ここにもありますけれども、この格付けですけれども、産業廃棄物処理業の全体的な底上げと、産業廃棄物処理業に対する県民の理解の増進を図るという上で、すばらしい政策だとは思いますが、あるいはおもしろい政策だと思って説明をお伺いしていたわけですが、先ほど課長の説明の中で、要は、この評価基準というのを、該当するものが多ければ多いほど、多くの星がとれる、獲得することができる仕組みだと説明を受けたと理解をしておりますが、こうした仕組みに対して、当然これ、やるからには、より多くの業者の方たちに参加をしてもらわなきゃいけないということがあると思っております。

その評価基準が処理業者に理解をされなきゃ当然いけないという、要は、これを理解してもらわないと、この普及がなかなか進まないということで、そもそも、この基準というのが、どんな手順で検討を進めてきたかという部分を、まず最初にお伺いしたいと思います。

村松環境整備課長 やはり、この基準をどうするかということは、この制度のポイントになると考えておられて、そのそれぞれの処理業者の方が納得できるものでなければいけないということで、県が机上で、ただ検討したもので、これでどうだといっても、なかなかうまくいかないと考えております。したがって、この基準の設定を含めた制度全体の検討に当たりましては、先行して実施している例が全国に4都県ございますので、当然そういったところの例を参考にした上で、産業廃棄物処理業者の団体として産業廃棄物協会というところがございますので、協会と連携いたしました、研究会を設置したところでございます。

その中で、処理業者の方々にアンケート調査を実施しておられて、そのアンケート調査の結果等をもとに、協会とともに設置した研究会において、基準の妥当性、それから処理業者にとってどうなのかということで御検討いただいて、この基準を設定したところでございます。

永井委員 産廃処理業者の協会と話し合っただけで決めたということなので、より実践的な格付の評価基準になっていると思うんですけども。ここにもありますけれども、産廃業者が今、約800社程度あるということで、産廃業者といっても、大小さまざまな会社があると思います。この格付なんですけれども、要は体力の規模が大きいとか、会社が小さいとか、そういったことで、大きい会社に有利になって、小さい会社に不利益が生じるということが、やっぱりあってはいけない。県がやる格付ですから、やはり公平性というのが一番大事になってくるんじゃないかと思っておりますけれども、この公平性の確保について、どのように担保されているか伺います。

村松環境整備課長 ただいま委員から御指摘がございましたように、先ほど申し上げました産廃協会との研究会の中でも、その規模によって有利、不利が出てくるようなことがあっては困るというような御意見もいただいております。したがって、その研究会では、産廃協会の支部の役員の方々にメンバーになっていただきまして、それぞれメンバーの役員の方には、各支部の処理業者の方々の意見を集約する形で、会議で出席して御検討いただきたいということで、お願いをしたところでございます。

その結果、評価基準につきましては、環境保全、安全対策等々、多岐にわたる分野で設定をさせていただきまして、内容的には規模の大小を問わず取り組めるものが大半という形になっております。この評価基準によりまして、規模は小さくとも日ごろから地域とのつながりを大事にしているという処理業者の方もたくさんいらっしゃいますので、そういった皆さんの取り組みを適切に評価し、格付を行うことができるということで考えておりますので、公平性について十分留意したものになっていると考えております。

永井委員 今のここを見ても大分細かく、地域の部分なんていうのは、会社の大小関係なくできる部分でありますし、そういった部分の配慮は見られると感じていますので、多分担保されて運用されていくんじゃないかなと思います。冒頭申しましたけど、この制度の目的を達成するためには、やはり多くの業者に参加をしていただかなきゃいけないということであります。また、この排出事業者側にも格付業者を優先的に使ってもらおうということも、重要だと思います。より多くの処理業者や排出業者に理解してもらおうために、制度の普及啓発をどのように行っていくのか伺います。

村松環境整備課長 まず、この制度の検討に当たりまして御協力をいただきました産業廃棄物協会と連携いたしまして制度をPRするというところでございますが、県といたしましても、県のホームページ、広報誌等を活用した情報発信、それから県では排出事業者、それから処理業者向けの研修会なども年何回か開催しておりますので、それらの機会を通じまして制度の周知を図って参加を働きかけていきたいということで考えております。

また排出事業者につきましては、法律、条例に基づきまして、県に報告をいただくことがありますので、その報告を求める際の通知の中で制度の内容、活用促進について働きかけるというよ

うなことも含めまして、PRに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

永井委員 ホームページとか研修会で周知をするということなので、ぜひ、より多くの業者の方たちに使ってもらえるような周知をしていただきたいと思います。最後に1点だけ。これは平成30年度からスタートだと思うんですけども、制度の申請はいつごろから始まるのか、最後伺って終わります。

村松環境整備課長 先ほど御説明いたしましたとおり、制度決定してから少し周知期間が必要だと思っております。二、三カ月ほど周知、PRに注力いたしまして、その後、申請のほうを受け付けていきたいと考えております。

#### ※所管事項

3月2日の委員会で執行部から説明があった山梨県環境整備センターにおける損害賠償請求訴訟について質疑が行われた。

浅川委員 先般は森林環境部長さんにも、県民の税金からということで釈明をいただいたところでございますが、今回こういった時間を設けていただきましたので、質問させていただきます。まず単刀直入に質問しますので、簡単に答えていただければいいかと思っております。2審判決に至るまでの経過というものは、どういった経過があったんですか。

村松環境整備課長 2審判決までの経過ということでございます。2回の漏水検知システムの異常検知に関しまして、環境整備事業団では平成24年11月、それから26年3月に、施設の施工業者、それから埋め立てを行いました管理業者を相手取りまして、損害賠償請求訴訟を甲府地裁に提起したところでございます。

1審につきましては、平成28年11月に判決が言い渡されまして、請求のうち埋立等管理業者についての1度目のシート損傷の責任が認定されまして、約1億7,000万円の支払い命令があったところでございます。

その他につきましては、事業団の請求は棄却ということでございましたので、事業団では、この部分を不服といたしまして、東京高裁へ控訴したところでございます。

また、埋立等管理業者につきましても、同様に控訴をしたということでございます。

事業団では、控訴審に当たりまして、新たな証拠を提出するなど、訴訟の遂行に最大限努力してきたところでございますが、先月8日に東京高裁の判決がございまして、1審で認められた部分を含め、事業団の請求が棄却されたという結果でございます。

浅川委員 埋立等管理業者にかかわる2審判決の内容については、どんな内容だったんですか。

村松環境整備課長 埋立等管理業者に対しましては、シートの損傷したことにつきまして、シートに極めて強い荷重がかかったという、その原因究明調査の結果、それから埋立地内における作業状況等をもとにいたしまして、事業団では、この被告の埋立等管理業者に責任があるということで主張してきたところでございますが、1審判決につきましては、1回目の異常検知に係るシートの損傷については、この埋立等管理業者に責任があるということで認定されたところでございます。しかしながら2審判決におきましては、1回目、2回目ともに事業団がさまざまな証拠を提出したわけでございますけれども、それらの証拠をもってしても、そのほかに原因がある可能性が否定できないということで判決がございまして、1審判決で認められた部分を含めて、事業団の請求が認められなかったということでございます。

浅川委員 施工業者の責任について、事業団はどのような主張を行い、高裁ではどのような判断をされたのか、伺いたいと思います。

村松環境整備課長 1審判決を受けまして、環境整備事業団では、施工業者につきましては、環境整備センターの漏水検知システムにつきましては、シートは2枚あるわけですが、そのシートのうち上側のシートにつきましては、銅線を縦横に挟む形で設置している、そういうシステムでありますけれども、その銅線の交点部に脆弱性があるということから、施設の施工業者が、その脆弱性があるということを認識していながら、相当部分を保護するといった措置を講じなかったことについて瑕疵があるということで主張をしまいたところでもあります。

高裁判決では、瑕疵については、このシステムを設置した時点において、通常有すべき品質を欠いていることというような考え方が示されまして、このシステム設置当時においては、法令でありますとか、業界内の一般的な認識として、銅線交点部の保護が必要であるというような認識があった、そういうことを求められていたとは言えないということで、その保護措置を講じなかったことが、通常有すべき品質を欠いていたとは言えないということで、瑕疵に当たらないということで、判決がなされたところでございます。

浅川委員 事業団も、県も、全面敗訴ということで、高裁の判決を受け入れたわけですが、その上告を断念したということの、その判断理由は、どんなところから判断したんですか。

村松環境整備課長 環境整備事業団では、さまざまな証拠に基づきまして主張を展開してまいったということでございますが、基本的には、そのほとんどのものが認められなかったということで、そのこと自体につきましては不服はあるということでございます。しかしながら、民事訴訟法におきまして、最高裁判所への上告は、高裁判決に憲法違反などがある場合に限定しておりまして、この高裁判決の内容を精査した上で、弁護士と対応を検討したところでございます。

その結果、この高裁判決につきましては、事実認定の部分で事業団の請求を棄却しているということで、最高裁判所への上告理由に当たらないということで、上告をしたとしても却下されるか棄却されることが確定的であるということでございました。

こういったことを踏まえまして、高裁判決を受け入れざるを得ないということで判断したところでございます。

浅川委員 上告を断念した経過については、よくわかりましたが、この部分につきまして、今、課長のほうから説明がありましたが、どのような手順で断念したかを、ちょっと教えていただきたい。

村松環境整備課長 高裁判決への対応の検討に当たりましては、ただいま御答弁いたしましたように、訴訟代理人である顧問弁護士と相談をするということに加えまして、第三者の弁護士にも御意見を伺った上で検討したということでございます。いずれも高裁判決の内容から上告理由は見当たらないとの意見でございまして、上告は困難と判断したところでございます。

その上で、事業団の理事及び監事に対しまして、個別に判決の内容、それから上告の理由がないというようなことを御説明した上で同意をいただき、上告の断念について決定したということでございます。

浅川委員 その受け入れた部分につきましては理解しましたが、判決が決定したということになりますと、事業団の総額54億円の借金といおうか、最終赤字に対する部分は、今後どのような形になっていくのか。

村松環境整備課長 環境整備センターにつきましては、昨年度策定いたしました事業団の第三次経営改革プランがございまして、この中で最終赤字についての見込みを立てておりますが、この収支推計を行うに当たりましては、今回の裁判を通じて得られるかもしれない損害賠償金の収益等については含めていないということでございます。したがって、今回の裁判結果によって、環境整備センターの損失額が増加するということにはございません。

ただ、その一方で、裁判を通じて損失額を縮減するということで取り組んでまいりましたが、そのこともできないこととなりまして、県といたしましては事業団と一体となつて、維持管理コストの縮減等の取り組みを強化していかなければならないと考えているところでございます。

浅川委員 これまでも事業団は、かなり経営改善に向けた取り組みを行ってきたとは思っておりますが、今後どのような、さらに取り組みを図っていくのか、考えがありましたら教えてください。

村松環境整備課長 事業団の経営改善についてでありますけれども、第三次改革プラン、これまでの累次にわたりまして策定しました改革プランに基づきまして取り組みを進めてきたところでございます。今後につきましても、維持管理コストの縮減を行うとともに、県の財政支援により本年度末までに損失処理を行ったものを考慮いたしますと、今後、処分場の廃止を想定する、平成36年度までに見込まれる損失としては約9億円ということで考えているところでございます。

県といたしましては、今回の判決を重く受けとめまして、あらかじめ上限を設定することなく、維持管理コストでありますとか人件費等について徹底した見直しを図りまして、今後発生が見込まれる損失額について、可能な限り縮減すべく最大限努力してまいりたいと考えております。

浅川委員 赤字の縮減額については、報道等々では数百万と言われているようですが、この辺については、どんなところですか。

村松環境整備課長 そのような報道もあると認識しておりますが、ただ、やはり今回の判決を重く受けとめまして、あらかじめ上限を設定するというのではなく、徹底して見直しを図っていくということが重要だと考えておりまして、今後発生する維持管理コスト、人件費等の費用について、可能な限り縮減を図ることができるよう、最大限努力してまいりたいと考えております。

浅川委員 多額の赤字が大体確定したようでございますが、このことについて、県はどのように検証を行う計画になっておりますか。

村松環境整備課長 環境整備センターの収支見直し及びその結果であります最終赤字につきましては、これまで事業団が開業直後の平成21年に、収支計画の見直しを行った際に、構想段階から開業までを通じて、損失が生ずる原因について検証を行いましたことをはじめといたしまして、平成23年5月には、1度目の異常検知の影響を踏まえた検証、それから平成25年の11月には、2度目の異常検知等を踏まえた検証を行ってきたところでございます。これらの検証結果につきましては、その内容を取りまとめまして、平成25年12月に、県広報誌「ふれあい」を作成し、県民の皆様にお届けをしたということでございまして、内容について説明させていただいたということでございます。

今回、判決が確定したということでございますが、センターに係る赤字、損失等につきましては、これまで節目節目のところでは検証を行ってきたところでございまして、今回の判決の確定によりまして、こうした検証結果が変わることはないと考えているところでございます。

浅川委員 最後です。これだけの赤字を抱え、私ども議会としても認めてきた部分もありますが、この責任は県民の税金に深く関与してくるのだらうと思っております。これから、この事業も含めて進めていく上で、県の責任が問われてくると思っておりますが、これにつきまして再度、森林環境部長さんのほうから決意なり、責任に対するお言葉をいただきたいと思っております。

保坂森林環境部長 環境整備センターにつきましては、構想から今まで多くの方がかかわってきておりまして、その時々において、それぞれ最善を尽くしてきたものと思っております。ただ、結果としまして多額の赤字が見込まれることになってしまったことに対しましては、大変申しわけない気持ちでいっぱいでございます。先ほどの繰り返しになりますけれども、県事業団といたしましては、改革プランに基づく経営改善の取り組みを一層強化いたしまして、できる限り県民の皆様へ負担を縮減できるよう最大限の努力をしていかなければならないと感じております。

山田委員 すみません、また掘り起こすつもりは全くありません。この処分場については、前の知事の横内知事のときには大英断をもって、いずれ閉鎖するというところで、少なくとも前議会までは、54

億円がほぼ確定をし、業者に対する14億円ぐらいですかね。そのうちを裁判をもってやっていくという過程であって、1審では1億数千万が認められたということですが。私が聞きたいのは、もう謝る必要というか、それはもうさんざん謝っていただいたので、今年度担当の皆さんが責任あるとは思えませんが。私がちょっと当時から気になっていたのは、瑕疵担保責任が今回認められたのか、認められなかったのか。当時も、検知システムが1回異常検知したときにも、既に半年か1年ぐらいたって、調査に6カ月かけて。私が当時質問したときは、瑕疵担保責任は2年だったということですが、その期間も経過してしまっていて、その瑕疵担保責任の進行をとめる仮処分もしていなかったの、そういう手続は瑕疵があったのかなと思うんですが、その点、瑕疵担保責任は今回、争点の一つになったのか、ならないのか。

村松環境整備課長 瑕疵担保責任につきましては、今、委員御指摘のように、施工業者との契約の特約として、通常、民法では10年というところを2年に短縮しているということとございました。それで、1審判決におきましては、システムに瑕疵はなかったということ、その判断を下した上で、それに付言する形で、瑕疵担保責任についての考え方も言及されております。

内容といたしますと、2年が既に経過したので、事業団の瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権は消滅したというような形で考え方が示されたということとございます。ただ、2審判決におきましては、そのシステムに脆弱性があるにもかかわらず必要な措置を講じなかった、その部分が認められておりません。その結果、処分場の施工業者には瑕疵はなかったということで判断が示されておまして。ということは、瑕疵がないので、それ以上の、この瑕疵担保責任に関する言及は一切なかったということとございます。

山田委員 あと1点だけ。そうすると、1審のときに認められた1億7,000万ですか。その部分は、どこが争点になった部分が認められて、2審では当然、棄却と同じ状況になっていますから、そこをちょっと教えてください。

村松環境整備課長 1審で認定された約1億7,000万円でございます。これは埋め立てを行った業者に対しての支払いが認められたということでありまして、内容的には異常検知2回ございましたけれども、そのうちの1回目のシート損傷については、その埋立業者に責任があったということで、1億7,000万円。これは主に調査等にかかった実費の部分であります。それに対しまして、2審判決では、先ほども御説明いたしましたが、この被告の埋立管理業者がそのシートを損傷させたということで事業団は主張しておりますが、そのほかに全く原因がなかったと、それしかないというところまでは特定できないということで判決がなされたということとございます。

山田委員 ありがとうございます。よくわかりました。ただ、県民負担が、その1億。もともとは14億ぐらいの中の範囲があって、それを裁判で取り戻すということですから、それがなくなった部分については今後しっかり管理をお願いしたいと思います。

それともう一つ、ぜひ、私は当時から言っていたけど、民間の家でさえ、10年の住宅でさえあるものを、県土整備部の規定の、瑕疵担保責任が2年ということ自体が、問題なんだということはいち早く伝えてきていましたので、ぜひ今後それを教訓にいただければと思います。

#### ※所管事項（その他）

#### 質疑

（緑化センターについて）

山田委員 緑化センター、甲斐市ということもあって、進行ぐあいを私も仄聞するんですが、今現状、緑化センターの跡地はどういう方向になっていくのか、お答えいただけますか。

村山みどり自然課長 緑化センターにつきましては、跡地利用について県の中で検討してきたところでございますが、庁内において、将来にわたって県の施策に寄与する見込みがないことということから、地元甲斐市のほうに意向を確認してきたところとございます。それに対しまして甲斐市のほうから、

29年10月に県からの利用の希望照会に対しまして、利用の希望ありという形で御回答をいただいております。

山田委員 御回答が来た。その後、県に、それ以降の何らかのアプローチが出ている。ちょっとそこ、要するに甲斐市の議会のほうも並行して、それに関する案件が出ているやにも聞いていたんですが、県のほうの対応はいかがなんでしょうか。

村山みどり自然課長 甲斐市では、この跡地を利用に向けて、内閣府のほうで民間資金等の活用事業の調査費の補助を行って、いわゆるPFI方式で内容を検討していくという形で、調査費を、2月の議会に計上して検討しているという形でございます。今後、甲斐市で、どういう整備内容であるかということによりまして、また県のほうの売却費用が算出の仕方が違いますので、甲斐市の計画内容を精査した上で、こちらのほうで対応していきたいと思っています。以上です。

(不法投棄防止対策事業費について)

浅川委員 すみません。午前の部で審査された予算案で認められた森の17ページの不適正処理産業廃棄物対策費に6億4,300万円余ですか、について、ちょっと私、午前中、所用がありまして、質問できなかったものですから、改めて質問させていただきます。委員長ありがとうございます。この委員会でも、8月の30日ですか、現場を視察させていただいたところで、行政代執行に進むんじゃないかなんて思っていたんですが、最近そんなことで、ちょっと何か動きがあるようでございますが、このことにつきまして、対策工事を行うための予算ということでございますが、内容について、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

村松環境整備課長 予算の内容ということでございますが、県の行政代執行につきましては、昨年9月までに実施いたしました基本設計に基づきまして、硫化水素ガスの発生が速やかに抑制されるということ、それから廃棄物からの漏出も防止されるということで、二重の安全性が確保されるということから、廃棄物にセメント等をまぜて、現場において締め固める方法で実施するというところで考えているところでございます。

今回お願いしております平成30年度当初予算案におきましては、この方法による工事費として6億200万円余、また現場の施工作业でありますとか、安全等に万全を期す観点から、施工管理費4,100万円余を合わせて6億4,300万円余を計上しているところでございます。

浅川委員 今言われたように施工管理費というものを計上しているようですが、これはどういった予算ですか。

村松環境整備課長 今回の行政代執行の対策工事の内容から勘案いたしまして、あるいは廃棄物の性状から勘案いたしまして、この対策工事の実施に当たりましては、所定のセメントで固めるわけですが、所定の強度が得られるよう、その廃棄物とセメントを十分にまぜ合わせるということでありまして、硫化水素が含まれておりますので、作業員はもとより、周辺地域の安全確保を図ることが特に重要であると考えております。

このため、コンサルタント業者が現場に常駐する形で、混練したものの品質管理でありますとか安全確保対策などの管理業務を実施することとしておりまして、施工管理費を計上したところでございます。

浅川委員 昨年の12月に私も本会議で代表質問させていただき、ぜひ行政代執行ということで知事に質問したところ、知事から、原因者による対応が行われない場合には、速やかに行政代執行をするという答弁をいただいたと思っております。県が撤去指導を重ねた結果、現在、一部の原因者が撤去していると承知しておりますが、その状況については、どんなふうに進んでいるんでしょうか。

村松環境整備課長 昨年の末でございますが、廃棄物を排出した事業者など2事業者から撤去の意思表示がござ

いました。このうち県内へ廃棄物を持ち込んだ事業者が、本年1月18日から、現場2カ所ございますけれども、そのうち塩川上流側の東向地内での撤去を開始いたしまして、昨日までに約250立方メートルを撤去したところでございます。

また、搬入した業者に廃石こうボードを引き渡した事業者でございますが、これまで排出先との調整に日数を要していたところがございますが、来週から撤去に着手する予定となっております。

なお、廃棄物を野積み放置しております県内の事業者につきましては、適正かつ実行可能な計画が示されていないという状況でございます。

浅川委員 原因者による撤去作業について、県のほうは、どのように対応を現在しているんですか。

村松環境整備課長 原因者から撤去計画書の提出を受けまして、その原因者が具体的に撤去作業に入るのに先立ちまして、本年1月に地元の住民の皆さん方を対象にいたしました説明会を開催いたしまして、撤去方法でありますとか搬出ルート、それから安全対策などについて御説明させていただきました。また現在、基本的には月曜から金曜、平日は毎日、撤去作業が行われておりますけれども、その作業には、必ず県職員が立ち会いまして、作業員の安全、それから周辺地域の安全に支障が生じないようにということで、現場において指導に当たっているということでございます。

浅川委員 実は私、今月の5日に、現地をちょっと視察させていただきました。運び出す量は本当に微量というか、大変量が少ないわけですが、原因者による今後の撤去の見通し、どの程度かかるものなのか、見通しをお示してください。

村松環境整備課長 原因者のうち2つの事業者でございますが、現在の撤去作業を行うに当たりまして、撤去計画書が県に提出されております。この計画書に基づきまして、本年11月までにおおむね1,000立方メートル。廃棄物全体といたしますと2万立方でございますけれども、そのうちの1,000立方メートル程度が撤去される予定でございます。

また、3者ございますけれども、各原因者に対しましては、2月末までの期限で、県が命令した撤去量全体に対する撤去計画の提出を求めておりましたが、いずれの原因者につきましても、できる限り多くの廃棄物を撤去するよう努力するといった報告がなされているところでございます。

浅川委員 ごくわずかとはいえ原因者が、私が行ったときには1社でしたが、2社目が動き出したということで、最後までできればいいわけですが、この辺につきまして、県のほうも行政代執行という心構えもできておりますので、この辺について、代執行についての考え方は現在お持ちですか。

村松環境整備課長 最終的な撤去期限が今月の21日ということで近づいているという状況でございますけれども、今後、代執行を行う上でも、廃棄物の量を少しでも減らすということが望ましいと考えておまして。したがって、原因者にはできる限り撤去するようにということで、現在も指導を行っているところでございます。

また、これと並行いたしまして、原因者が速やかに、かつ確実に全量撤去する見込みがあるのかどうかということにつきまして、早急に見きわめを行いまして、その状況に応じて、代執行について判断していきたいと考えております。

浅川委員 ちょっとしつこいようですが、原因者が量は少ないとはいえ、今、搬出しているわけですが、こういった中で、行政代執行というのはできるんですか。

村松環境整備課長 行政代執行については廃棄物処理法の中で定めがございまして、原因者が命令の履行期限までに命じられた措置を講じないとき、あるいは講じても十分でないときということで定められているところであります。現在の状況では、今月21日の履行期限までに全量撤去するということは事実上不可能だと考えておりますが、原因者による撤去が行われている場合であっても、その

原因者の撤去作業と調整を図ることによりまして、行政代執行による対策工事を行うことは可能であると考えております。

浅川委員 ぜひ一刻も早く行政代執行に持って行っていただきたいというのが住民の声ですし、現在の掘っている状況の中で、昨夜のような大雨が降ったり、いろいろなときのことを考えますと、これは早いところ行政代執行に持って行っていただきたいと思ひますし、住民への説明をしっかりとっていただきたいと思ひます。いかがですか。

村松環境整備課長 やはり地域の安全性を1日も早く速やかに回復するということが最も重要なこととてござひます。現在、4月末までの予定で、実施設計等の諸準備を進めておりますけれども、今後、原因者の全量撤去の見通しということにつきまして早急に見きわめた上で、行政代執行について対策工事を実施する際には、北杜市とも十分に情報共有する中で、住民説明会を開催させていただきますとて、住民の皆さん方に対しまして、工事の内容でありますとか、どんなスケジュールでやっていくのかということにつきまして、丁寧に説明してまいりたいと思ひております。

浅川委員 致死量の何百倍という硫化水素が噴出する状態にあるわけでありまして、こういった部分についての安全対策は十分とて進めていただきたいと思ひます。

村松環境整備課長 やはり対策工事の過程で、硫化水素ガスによる事故が発生するということがあつてはならないと思ひております。硫化水素ガスの漏出によりまして周辺環境へ影響が生じない、あるいは作業員の安全性ということもござひますので、今後、先ほど御説明いたしました実施設計を今行つてるところでござひますので、その中で、しっかりと安全対策について検討をしてまいりたいということとて考えております。

浅川委員 最後に。また部長さん、これ答えていただきたいんですが。本当に地域を挙げて、思い出せば、この須玉にも日向地区で、平成17年ぐらいですか、行政代執行したことも私、記憶してあります。当時、下で出てくる黒い水を飲めなんて言われて飲んだ県の職員もいたそうとてござひます。そういつて、さらには明野で、こういった問題があります。地域の人たちは大変このことに、安全に対して高い関心を持ってありますし、地域住民は、とてもあのにおいの中では生活するのは大変だと思ひます。ぜひ県として積極的に、この代執行に取り組んでいただきたいと思ひますが、部長の見解をお願いします。

保坂森林環境部長 本事業につきましては、原因者による撤去が行われることが原則とてござひます。代執行に向けた準備と並行いたしまして、原因者に対する撤去指導に努めてるところであります。こういつ中、最終的な履行期限が間近に迫つてきておりますので、今後の原因者による撤去の見通しについて早急に見きわめる中で、撤去が滞つたり、全量撤去の撤去される見込みがない場合については、速やかに行政代執行に着手できますよう、実施設計等の諸準備を着実に進めてまいります。以上とてござひます。

浅川委員 よろしくお願ひします。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告書については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 1月30日に実施した閉会中の継続審査案件に係る県内調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以上

土木森林環境委員長 飯島 修